

## 新図書館等複合施設整備事業について

## 1. 現契約状況

【単位：千円】

	予定価格 (税抜)	落札額 (税抜)	契約額 (税込)	契約相手方
建築主体工事	9,791,409	9,060,000	9,784,800	大成・ミタニ・有生特定建設工事JV
設備整備工事	2,415,181	2,293,494	2,476,974	
電気設備	949,769	852,500	920,700	荒川・片岡・山下特定建設工事JV
空調設備	1,018,301	1,003,000	1,083,240	大成設備・関西設備・ヨシカワ設備特定建設工事JV
衛生設備	319,222	310,794	335,658	四国パイプ・東邦特定建設工事JV
昇降機設備	127,889	127,200	137,376	三菱電機(株)四国支社
合計	12,206,590	11,353,494	12,261,774	

## 2. 特定天井対策

文部科学省通知「学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について」(H25.8.7付け通知)を踏まえた施設の安全対策を強化するため、新図書館等複合施設の特定天井(※)に準ずる箇所について脱落防止対策を実施する。

(※) 特定天井：吊り天井で高さ6mを超え、かつ面積200㎡以上(建築基準法)

文部科学省通知では、吊り天井で高さ6mを超える又は面積200㎡以上のものを特定天井に準ずるものとして、落下防止対策の実施を推奨

→新図書館等複合施設の特定天井に準ずる範囲 8,762㎡

OH27当初予算額 (H27~28債務負担)	493,736千円	【内訳】建築主体工事請負費 375,135千円 設備工事請負費 98,534千円 工事監理委託料 20,067千円
------------------------	-----------	---

## 3. スケジュールの変更

特定天井対策に工期を要するため、工期及び新図書館の開館時期は以下のとおり変更になる。

	変更前	変更後(予定)
建築工事等の工期	~H28.8月	~H28.12月
新図書館等の開館時期	H29.3月	H29.7月

## 4. 新図書館等複合施設整備にかかる総事業費等

(1) イニシャルコスト推移 ※ 公衆トイレ移設整備費、校舎の解体及び周辺整備等を除く。 【単位：百万円】

	H24.3 (基本設計)	H25.3 (地震対策)	H25.6 (労務単価等)	H25.9 (消費税)	H26.3 (設計見直し等)	H26.10 (9月議会)	H27.3 (H27予算)
① 建築工事費	8,168	9,572	10,473	10,772	13,235	12,298	12,764
② 備品等整備費	1,400	530	530	530	530	546	551
③ 外構工事費	97	98	98	98	168	168	156
④ 設計監理費	438	421	421	424	468	464	486
⑤ 埋蔵文化財調査	110	111	111	111	102	113	113
⑥ 情報システム	538	534	534	534	540	562	595
⑦ その他経費	152	145	145	145	107	106	106
合計	10,903	11,411	12,312	12,614	15,150	14,257	14,771

(2) 財源内訳等

【単位：百万円】

	全体 事業費	県						高知市	
		事業費	交付金	起債①	一財②	交付税 措置額③	実質負担額 ①+②-③	事業費	実質負担額
新図書館	12,549	7,289	2,288	3,082	1,919	616	4,385	5,260	1,227
新点字図書館	561						※a 78	561	※b 77
こども科学館(仮称)	1,661						※a 208	1,661	※b 209
合計	14,771	7,289	2,288	3,082	1,919	616	4,671	7,482	1,513

県 実質負担額 ※a：高知市が国の交付金や合併特例債を充当した後の実質的な負担額の1/2

市 実質負担額 ※b：国の交付金や合併特例債を充当した後の実質的な負担額の1/2

## 天井等落下防止対策の概要

### ◆国通知

H25.8 建築基準法に基づく天井脱落対策の規制強化（国土交通省通知）（H26.4 施行）

建築基準法施行令等を改正して天井脱落対策に係る基準を定め、新築建築物等への適合を義務付け（→特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める）

○特定天井：吊り天井で、高さ6mを超え、かつ面積200㎡以上

文部科学省通知「学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について」

学校施設の特徴を踏まえ、対象となる天井を拡大して建築基準法上の特定天井に加え、高さ6mを超えるまたは200㎡以上に該当する天井も準じるものとして対策の実施を推奨

※「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」（文部科学省）

→学校施設だけでなく、類似の社会教育施設や社会体育施設等も本手引きを積極的に活用していただきたい旨が記載されている。

### ◆対策の概要

1. 特定天井の範囲 8,762㎡（天井高6mを超えるまたは面積200㎡以上）

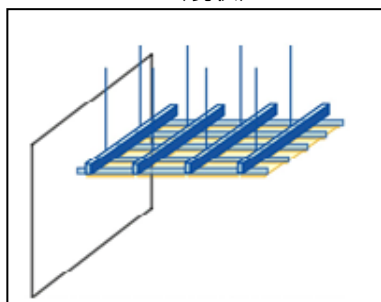
2. 天井脱落対策の内容

○建築主体工事

項目	現状	特定天井基準
クリップ、ハンガー等の接合金物	引っ掛け式で地震時に滑ったり外れるおそれ	ねじ留め等により緊結
吊りボルト、斜め部材等の配置	部分的に配置	密に配置 (吊りボルト約1本/㎡)
クリアランス（壁との隙間）	設けられていない	原則6cm以上で揺れの際、天井が壁に衝突しない。

### 【イメージ図】

（現状）



（特定天井基準）

